自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和５年４月１日より、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。神崎町では自転車乗車用ヘルメット着用を普及するとともに、事故時の被害軽減を図るため、乗車用ヘルメットの購入費用を補助します。

１．　申請期間　　令和９年３月３１日まで（予定）　※予算額に達した時点で終了

２．　補助対象者　**（下記①～④をすべて満たす個人）**

①町内に住所を有している（住民登録している）者

②自らまたは同一世帯に属する者がヘルメットを購入していること

③町税を滞納していない者

④暴力団員ではない者、暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者

３．　対象ヘルメット　　令和6年4月1日以降に購入した**新品**の自転車乗車用ヘルメット
町が認める安全基準を満たしている認証があるもの

〈安全基準〉	
SGマーク（一般財団法人製品安全協会の認証	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CEマーク(欧州連合の欧州委員会の認証）の自転車用ヘルメット規格EN1078	
GSマーク（ドイツ製品安全法の認証）	
CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の認証）の自転車用ヘルメット規格CPSC1203	

※その他上記に類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、
町長が認めるもの

４．　補助金額　　自転車乗車用ヘルメットの**購入費用の1/2**
１人1個当たり上限2,000円（100円未満切り捨て）
※ヘルメット使用者一人につき1(回)個限り
※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、
値引き分は除く

５．　補助金申請から交付までの流れ

（１）販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。

※領収書には、下記の「②領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

（２）申請書等を郵便または窓口で総務課へ提出

※郵送の場合 → 〒289-0221　神崎町神崎本宿１６３　総務課管財係宛て

窓口の場合 → 神崎町役場１Ｆ　総務課④番窓口

※申請書兼請求書は総務課窓口、町ホームページから入手できます。

提出書類

①補助金交付申請書兼請求書（町指定様式）

②領収書（次の内容が記載されているもの）

ア 領収日（令和6年4月以降のもの）

イ 領収金額（ヘルメットの購入単価がわかるもの）

ウ 購入店

エ 品名・品番（ヘルメットの購入がわかるもの）

※原本をお持ちください。

※記入内容を確認してください。

③安全基準の認証が確認できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等の確認できるもの。

④振込口座（申請者名義のもの）が確認できる書類

（通帳またはキャッシュカードの写し）

⑤本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

（３）交付決定通知書が郵便で到着

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送いたします。

（４）補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日からおおむね1か月から2か月後の振り込みとなります。

【問合せ先】

神崎町役場　総務課　管財係

電話：0478-72-2111

（平日 8:30～17:15）

住所：神崎町神崎本宿163

★詳しくは町ホームページをご覧ください。